

山形県有機農業推進計画(仮称)案に対するパブリック・コメントにおける意見及びそれに対する見解
パブリック・コメントの概要

1. 募集期間:平成21年2月4日～平成21年2月24日
2. 寄せられた意見: 7 件(2月24日現在) 29項目
3. 意見及び質問に対する見解

	意見及び質問	意見及び質問に対する見解
有機農業等の定義に関して	○「JAS法に基づく有機農産物生産規格」という表現は不適切である。「JAS法に基づく有機農産物の農林規格に規定する生産の方法についての基準」とすべき。	○御意見のとおり、JAS法に基づく有機農業の説明等については、誤解のないように修正します。
	○有機農業は、「 <u>土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する</u> 」と、基本方針との整合性をとるため__加筆すべき。	○本計画における有機農業の定義は、有機農業推進法と整合性をとっておりましたが、全県エコエリア構想の方針も踏まえ、御意見のとおり加筆します。
目標	○「認定農家数」ではなく「認定事業者が構成する農家数」とすべき。	○御意見のとおり、ここでいう「認定農家」はJAS法に基づく者をカウントしており、JAS法での規格や用語に修正します。

	意見及び質問	意見及び質問に対する見解
有機農産物の安定的な生産に対する支援	<p>○有機農業については、作物の生命力と、土や自然(気象)を活かすべく、生産者の個々の創意工夫により実践されてきており、画一的な管理や施肥方法として技術を普遍化するのは難しいと考える。</p> <p>このため、有機農業者の声を反映した技術開発テーマの設定、試験研究及び普及指導機関において改めて作物の生命力と、土や自然(気象)を学ぶ必要があると考えている。</p>	<p>○有機農業については、自然や立地条件に大きく影響されることから、有機農業技術実証ほの活用及び有機農業者等のニーズの把握と連携に努めていくこととしております。</p>
	<p>○研究開発成果の普及に当たっては、ホームページ等での情報発信だけではなく、生産者を対象にした説明会等を開催してほしい。</p>	<p>○ホームページ等での情報発信の他に、有機農業実証ほの検討会の開催等により情報提供に努めることとしております。</p>
	<p>○有機栽培ほ場は、生産調整枠から除外すること。</p>	<p>○国の制度において、水田に稲を作付けする場合は全て生産調整の対象になることから、有機栽培ほ場を調整枠から除外することは現状ではできません。県としては、今後も国の動向を踏まえて対応していきます。</p>
	<p>○転作カウント率として、有機栽培は20%、特別栽培は10%を認められてきた。また、国からは環境保全向上の取組みに対し、生産の上乗せ措置がとられている中、地方によっては、この転作カウント率の見直しを行う動き(率の引下げ、廃止など)があるが、誠に遺憾である。</p>	<p>○転作カウント率については、国の取扱規程はなく、地域の実情に応じて設定することができます。</p>
	<p>○JAS有機に基づかない自称有機や特別栽培農産物における100%化学資材削減(通称:無無栽培)は、有利販売を基礎としている。一方、JAS有機に基づく栽培において、転換期間中の1~2年は、認証事務や栽培技術とも最も困難な時期であり、この期間に対する支援が必要。</p> <p>(例) 転作カウントを有機が20%であるなら、転換期間中は40%にするなど</p>	
	<p>○有機農業者等への支援において、JAS有機に基づく認定費用を助成してほしい。</p>	<p>○県では、生産者の負担軽減を図るため、平成12年度から第三者機関の審査体制構築のための支援や生産者が認定申請を行う場合の技術的な助言体制を整備してきております。こうした支援体制については今後とも継続できるよう努めていきます。</p>
	<p>○有機栽培ほ場周辺の緩衝水田の防除は、粒剤が必須となり、掛かり増し経費が発生する。この経費を助成してほしい。</p> <p>○有機栽培者と慣行栽培者の不必要な対立を回避させるため、有機栽培ほ場周辺の防除では、粉剤、液剤の使用を禁止し、粒剤使用を行政で指導すべきであり、県及び地域段階において防除組織、有機生産者組織、行政組織による対策協議会を設置すること。</p>	<p>○地域においてお互いに尊重しあいながらの継続した話し合いと理解醸成が必要と考えます。こうした話し合いの機会を確保できるよう努めていきます。</p>
	<p>○水稻新品種「つや姫」は、コシヒカリに比べ倒伏しにくく、収量性もよく、いもち病にも強い。食味は同等と言われており、有機栽培に適していると考えている。有機栽培生産者へ普及推進を望む。</p>	<p>○平成21年の先行販売分について配慮しています。今後とも普及推進に心がけていきます。</p>
	<p>○有機栽培は土壌中に炭素を取り込み、二酸化炭素の発生を抑制すると言われており、地球温暖化対策としても国、県の全国的な調査を望む。</p>	<p>○平成20年度より国及び全国の都道府県において調査を開始しております。</p>

	意見及び質問	意見及び質問に対する見解
推進体制の整備	○市町村の推進計画を策定に当たって、管内に有機農業者や志向者が多いところはいいが、少数の地域では孤立している状況にある。こうした市町村でも推進体制を整備できるよう県からの支援が必要。	○有機農業に関する意見交換会等開催を支援しながら、市町村等地域の理解醸成に努めて参ります。
	○認証への支援は、支援センターでの認定者に支援が偏らない公平性と実効性が必要	○本県では、平成11年に、当時の「有機農産物及び特別栽培農産物ガイドライン」に即した認証体制を構築して以来、現在に至っております。なお、有機栽培技術やJAS有機に基づく生産行程管理者の認定申請に当たっては、県庁エコ農業推進課または最寄りの総合支庁農業技術普及課へご相談下さい。
	○生産者と消費者をつなぐ体制として、NPO等による交流促進活動について支援策が必要である。	○生産者と消費者との交流や相互理解の進め方については、今後の課題としてまいります。
その他	○計画には財政計画(方針)が全くない。有機農業の推進は国策であり、国家予算が中心となるのは当然であるが、県としての財政計画も必要である。	○計画に沿って推進できるよう努めてまいります。